

双葉町・大熊町の復興等に
向けた重点要望について
(要望書)

令和6年7月

双葉町長 伊澤 史朗 大熊町長 吉田 淳

双葉町議会議長 伊藤 哲雄 大熊町議会議長 仲野 剛

双葉町は、令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示解除が実現し、東日本大震災から約11年半を経てふるさとに帰還することが出来ました。しかしながら帰還・居住が可能となったエリアは町域の約15%にとどまり、残りの約85%は未だに帰還困難区域のままとなっています。また、避難の長期化により、避難先での生活が定着しているため、避難指示解除から約2年が経つ現在の町内居住者は約130名（令和6年7月現在）にとどまり、約6,500名（令和6年5月末時点）もの町民がふるさとを逃れての生活を余儀なくされている厳しい状況に置かれています。

大熊町では、この間、多くの皆様から温かいご支援の下、復興に向けた取組は一つ一つ実を結び、平成31年4月に先行して避難指示が解除された大川原地区復興拠点の整備などが着実に進展しているほか、令和4年6月30日には町の中心部であった地域を含む特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、ふるさとの復興・再生に弾みを付けようとしています。その一方で、未だ町土の約半分が帰還困難区域となっており、多くの町民が避難生活を余儀なくされ、町民9,982名のうち町内居住者は790名（令和6年6月末現在）にとどまっています。

拠点区域外については、令和3年8月に「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」との政府方針が示され、また令和5年6月には、福島復興再生特別措置法の改正により、拠点区域

外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設されました。双葉町、大熊町では、本制度を活用し、町内の一部で先行除染が開始されたことは一歩前進と受け止めていますが、町内全域の除染・避難指示解除に向けた見通しは示されておらず、まだまだ長く険しい道のりが続くことが予想されます。

双葉町、大熊町は、過酷な事故を起こした福島第一原子力発電所の立地自治体であり、30～40年以上かかる廃炉作業や苦渋の決断による中間貯蔵施設の受入れ、昨年8月より開始されたALPS処理水の海洋放出に伴う新たな風評被害の懸念など、他の被災自治体と比べて厳しい状況におかれ、復興のステージが大きく異なっています。

われわれ二町（以下、両町という。）といたしましては、地震・津波に原子力災害などが加わったこの難局を、今後も全力で乗り越えていく決意です。国におかれましても、両町が置かれた特殊かつ厳しい状況をご理解いただいた上で、引き続き、原子力災害被災地域の復興・再生を国の責務として一層の御尽力を頂くよう、特に次の事項について要望いたします。

1. 拠点区域外の避難指示解除に向けた取組の実施

【復興庁、経産省（原子力災害現地対策本部）、環境省】

- 政府方針に基づき、希望する住民が早期に帰還できるよう、特定帰還居住区域復興再生計画に基づき必要な予算措置を行うとともに、遅滞なく除染や家屋解体に取り組むこと。また、帰還意向の把握に際しては、すぐには帰還の判断がつかない住民にも配慮して継続的かつ複数回行うこと。
- 特定帰還居住区域復興再生計画の見直しにあたっては、住民が安心して帰還できるよう、日常生活に必要な範囲をそれぞれの生活に即して幅広くとらえ、より広範囲の面的な除染の実施を目指すなど、住民の意向を丁寧にくみ取るとともに、地元自治体と緊密に連携すること。
- 現在、両町の町民は全国の自治体への避難を余儀なくされており、その背景事情は様々である。そこで、特定帰還居住区域の区域設定を行うにあたっては、例えば、生活基盤のある避難先を本拠としつつ、週末のみ町内に帰還するなど、長期にわたる避難生活の実態に即し、多様な帰還の形態を認めること。
- 帰還困難区域では、原発事故から13年以上経過した今でも、空間線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ を超える場所が存在し、特に、帰還困難区域は山林など比較的線量率が高い箇所が多く残されている。こうした箇所について、拠点区域内と同様の除染では十分な線量低減が図れないおそれがあることから、除染等に

際しては、比較的空間線量率が低い場所を前提とした現在の除染関係ガイドラインの見直しも含めて、地元自治体と十分に協議し、さらに踏み込んで効果的な除染手法を検討し、必要な対策を講じること。

- 「営農については、帰還意向と併せて住民の意向を確認し、地元自治体とも協議しながら必要な対応を進める。」との政府方針に基づき、拠点区域外には営農再開や生きがいのための農業再開を目指す住民も少なからずいることから、農地として有効に利用できるように具体的な方針・工程を速やかに示すこと。
- 特定帰還居住区域において早期に避難指示解除を目指すためには、除染とともに、上水道等のインフラ整備も同時に行う必要がある。両町での上水道の整備は、双葉地方水道企業団が行っているが、水道設備等の整備を進めていく上で資金面のみならず、同時期に必要な施工業者を確保することが難しいなどの課題も抱えている。そこで、両町で早期の避難指示解除に向けて必要なインフラ整備が進むよう、事業者支援を含め、実効性のある支援を検討・実施すること。
- 荒廃が進む特定復興再生拠点区域外の建物については、所有者から「自宅が朽ちていく様を見ていられないので解体してほしい」、「いつまで除染・解体を待てばよいのか」等、悲痛な声が寄せられている。また、一時立入りする町民の被ばく線量の累積、管理不全家屋での火災や延焼^{えんしょう}、災害発生時の放射性物質の流出、治安の悪化、野生動物の生息地の拡大等、

多くのリスクを抱えている。さらに、廃屋となった家屋等の解体や除染が具体化しないことで、周囲の土地利用を検討できず復興の妨げとなっている。こうした住民の声や厳しい現状を踏まえ、すぐには帰還意向を示すことができない住民の土地・家屋等の扱いについて、地元と丁寧に協議を重ねつつ検討を進め、速やかに方針を示すこと。

- 帰還困難区域全域の避難指示解除に向けた見通しや取組方針を早急かつ具体的に明らかにし、除染等、帰還に向けた必要な対応の実施に全力で取り組むこと。

2. 復興のスタートに立つ両町への重点的サポート

【復興庁、経産省】

- 第2期復興・創生期間はもとより、それ以後も、復興が成し遂げられるまで、震災復興特別交付税措置及び普通交付税の人口特例を継続するとともに、福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金、福島生活環境整備・帰還再生加速事業、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等について、中長期にわたる財源の確保及び弾力的な運用を行うこと。
- 近年の物価高騰の影響などにより資材調達や人員確保が難航しており、先行して避難指示が解除された自治体と比べて、整備に係る費用が高騰している。両町は住民生活を支える商業施設等の整備もようやく着手したところであり、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（自立補助金）をはじめとする支援制度は、生活環境を整備し、帰還を促進するために今後も重要な役割を担う。長期避難を強いられた自治体に関して、制度面や財政面において時間の経過により差が生じることがないように、十分かつ中長期にわたり支援制度を維持していくこと。
- 両町は、本格的な復興・再生に向けた取組を加速化することが必要であり、国においては、第2期復興・創生期間とその後においても、帰還と移住を同時に進めなければならない特殊事情に応じた移住・定住などのソフト事業及びハードイン

フラ整備も含め必要な予算規模を確保し、十分かつきめ細かい支援を行うこと。

- 住民の帰還促進のためには、インフラや生活環境の整備はもとより、避難生活が長期化していく中で荒廃し、居住できなくなった住まいの新たな確保が喫緊の課題であり、中でも、物価や人件費の高騰による建築コスト上昇が、住民の町内帰還をより一層困難なものとしている。こうした状況を踏まえ、両町では住民の早期帰還を促すため、帰還する住民の住宅取得や改修等に対する独自支援の実施・検討を進めているところではあるが、多くの帰還意向を持つ住民がいる中で、自治体単位で十分な支援を行うことは困難である。地域の活力を取り戻し、避難地域の復興・再生を実現していくため、帰還者向けの住まいの確保への支援や、民間事業者の参入促進なども含めて、多様な住宅ニーズに応じた支援を拡充すること。
- 両町は、原子力災害という特殊性により、今後も長期的な復興業務への取組を求められるところであり、深刻な人材不足にある。特に土木・建築系の技術職員、保健師などの専門職員が不足している状況にあることから、職員派遣制度を継続すること。
- 福島国際研究教育機構（F-REI）について、そのミッションは「福島や世界の課題解決を現実のものとするため、研究開発を行うのみならず、研究成果の社会実装・産業化や人材育成についてもその主要な業務として取り組む」とあり、是非とも、地域全体に裨益^{ひえき}するように運営を行うこと。

3. 福島第一原子力発電所の廃炉を担う東京電力への監督・指導

【経産省、環境省】

東京電力には福島第一原子力発電所の廃炉作業を安全かつ着実に完遂する責任があります。廃炉は、両町は元より被災地復興の大前提であり、中長期ロードマップ等に基づき、国が前面に立ち総力を挙げて取り組むとともに、廃炉作業が安全かつ着実に実施されるよう東京電力の監督・指導を強化する必要があります。

また、ALPS 処理水については、関係閣僚会議において、令和3年4月に国際的慣行に沿った、科学的・技術的根拠に基づく方法として大幅に希釈^{きしゃく}した上で海洋放出を実施することが決定され、関係設備の整備、安全性確認を経て、令和5年8月以降、順次、海洋放出が実施されております。しかし、海洋放出の実施にあたっては地元への影響を最大限考慮される必要があります。

そこで、東京電力への監督・指導や ALPS 処理水の海洋放出に当たり、以下の通り要望いたします。

- 国としても、原子力政策を推進してきた責任も踏まえ、安全かつ着実な廃炉作業が行われるよう東京電力に対して厳しい指導を徹底すること。
- 特に、福島第一原子力発電所で発生した作業時における放射性物質^{ろうえい}の被ばく事象や廃液漏洩などの不適切事案を受け総点

検した結果、約7割の作業で改善が必要だったことを踏まえ、再発防止に向け不断の努力を続けるよう東京電力を適切に指導すること。

- 中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。
- 中間指針第5次追補を踏まえた賠償はもとより、被害者それぞれの立場に立った賠償が迅速かつ柔軟になされるよう、東京電力を適切に指導すること。
- 海洋放出の実施主体の東京電力に対し、国際基準、関係法令等の厳守を徹底するよう監督すること。また、環境省におかれては、ALPS 処理水の海洋放出後の海域モニタリング結果の比較ができるよう確実にモニタリングを行うこと。そして、得られた結果においては、海洋放出を決定した主体として責任を持って科学的根拠に基づく情報発信を国内外に丁寧に行い、国民・国際社会の理解の醸成に取り組むこと。
- 復興の妨げとなる新たな風評を発生させないという強い決意の下、万全な風評対策を講じるとともに、将来に向けた実効性のある事業者支援策等に取り組むこと。
- あらゆる取組を行ってもなお、風評影響が生じた場合には、農林水産物の一時的買取・保管の対策等を機動的に行うこと。また、東京電力に対し、賠償枠組みなどについて被害者に寄り添ったものとなるよう責任を持って指導すること。

4. 中間貯蔵施設の安全管理及び最終処分場等の確保

【環境省】

両町は、福島県内各地における除染で発生した除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設を受け入れています。平成 27 年 3 月から開始された除去土壌等の搬入について、帰還困難区域を除き、概ね完了しました。この間、両町では、特定復興再生拠点区域の避難指示解除等により、町への帰還や移住が少しずつ進んでいます。また、本年度より本格的に開始する「特定帰還居住区域」の除染に伴い発生する除去土壌等の搬入・貯蔵については、帰還した住民が安全かつ安心して暮らせるよう、着実にを行う必要があります。更に、中間貯蔵開始後 30 年以内に除去土壌等を県外最終処分することは、施設を受け入れた地元との約束であり、法律に定められた国の責務です。

そこで、中間貯蔵施設事業が地元との信頼の上に成り立つ事業であることを踏まえ、中間貯蔵施設の管理や県外最終処分の取組等について、以下のとおり要望いたします。

- これまで両町が歩んできた困難な道のりを十分に踏まえ、中間貯蔵施設の管理運営や輸送において、事故なく確実に行うことに加え、防犯・防火についても必要な対策を講じること。
- 「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及びその工程表においては、2024 年度を目途に、最終処分場の必要面積や構造等の実現可能ないくつかの選択肢を提示する方

針としている。県外最終処分の実施には長い時間を要することを念頭に、最終処分地の選定等具体的な検討を早期に進めること。

- 県外最終処分についての認知度は必ずしも高いとは言えない。県外最終処分に係る経緯や必要性に関して、上記の検討の結果も踏まえ、全国的な理解醸成活動をこれまで以上に効果的に進めること。



(本件事務取扱)

双葉町役場 復興推進課 主幹 菊地 駿志

電話：0240-33-0127

住所：福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

大熊町役場 企画調整課 課長 幾橋 功

電話：0240-23-7584

住所：福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717